

わかやま新報「平成20年11月15日号」の報道について

わかやま新報から、テナントの集合ビルについての各戸検針及び戸数計算による請求方法についての取材がありました。

◎取材日時 平成20年10月6日（月）

◎取材内容

- 1 水道料金の賦課に関し、テナントだけの集合ビルについて何故各戸検針ができないのか。
- 2 水道料金でテナント雑居ビルとマンションとで水道料金（計算方法等）が異なるのは何故か。

◎回答（営業課）

- 1 各戸検針については、住宅専用として、給水条例施行規程第13条の2にその実施の基準（貯水槽の大きさ等）が定められています。テナントビルについてはこの規定に該当しないことを説明しました。
- 2 水道料金については、給水条例第25条の規定に基づき請求し、マンション等の共同住宅の賦課方法は、住宅として戸数計算（1戸13mmで）をしています。テナントビルや、デパートや各種店舗が入居するビルについては、店舗の種類や売上げにより、水道使用量が極端に違うことや営業目的であり、生活目的である住宅用とは異なるため、戸数計算をせずに親メーターの口径別で請求している旨を説明しました。

◎報道内容 別紙のとおり

◎参 考

○戸数計算の根拠

給水条例第25条第2項（抜粋）

共同住宅等の料金は、市のメーターにより計量した使用水量を水の使用する戸数で除して得た水量について、前項の表（メーターの口径が13ミリメートルである専用給水装置に係る部分に限る。）を適用して算出した額の合計額とする。

○各戸検針の基準

給水条例施行規定第13条の2（抜粋）

（中略）

市のメーターの設置又は使用水量の計量を受けることのできる貯水槽水道は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）受水層の有効容量の合計が10立方メートルを超えること。
- （2）住宅専用として設置され、かつ、各戸の利用者が異なること。（以下省略）

同じ使用量なのに…

集合住宅とテナント 水道料金差違で住民困惑

和歌山市

水道の使用量が増加すると料金単価が高くなる累進計算方式の和歌山市の水
道料金で市民から「集合住宅とテナントでは同じ使用料により負担に差が出る
ため矛盾がある」との不満の声が上がっている。市担当課によると、契約者へ
の各戸徴収の際、マンションなどの集合住宅とテナントでは、市の規定で徴収
方法が異なるため金額に差が生じるといふ。

を付けているので、電
気のようにはいかな
い」といっている。

同市の現在の料金は13mm口径を適用。例 系は平成10年2月から開始。基本料金は引 込み管の口径(13mm)によって1400円から 70円から13万8600円に区分される。通 常13mm口径の場合の従量料金は(1立方 は、20立方以下は21円、21~40立方は1 47円、41~60立方は173・25円、61~ 100立方は210円、101~200立方は262・50 円、200立方以上は346・50円の6段階の 累進。これに基づき、契約者の徴収を行っ ている。	は13mm口径を適用。例 え、マンションなど10戸が入った集合住宅 では、合計180立方 は使用すると従量料金は各戸の平均18立方 とするため20立方以下 下の料金で計算。しか し、住宅として生活し ていないテナント形式 では、中に事業所など がいくつか入居していよ うとも、1戸で計算す るため、合計で180 立方を使用した時点で の従量料金を徴収する ため徴収金額に差が生 じる。	付された料金表を見て 各戸から徴収する。こ の際、水道局は建物の 持ち主と契約している ため、各戸に徴収する のはオーナーの責任と なる。テナント所有者 が集合住宅の申請を届 け出しても、市水道事業 給水条例施行規定に 「住宅専用として設置 の要望もあるが水道は 地下を通してメーター	用者が異なること」と 明記されているため現 在のルールでは、テナ ントビル所有者は複数 個数の申請ができない ことになっている。 担当課は「現在の規 定で決まっているの で、どうしようもな い。市民から個別徴収
複数個数の料金計算	水道局から参考にと配		